

宋代の漏沢園

制度の展開と仏教教団との関連について

三 宅 良 幹

はじめに

宋代（九六〇—一二七九）に入ると、国家は養老院である居養院や公立病院である安濟坊等、様々な社会事業を制度化し、度重なる戦乱や自然災害、疫病の蔓延によって窮乏にあえぐ人々の救済に努めた。その中の一つである漏沢園は、義塚とも呼ばれる公共墓地であり、貧民や戦死者、埋葬されず放置された遺体を対象に埋葬した。漏沢園は全国各地に設置され、僧侶が派遣されそれを管理運営したとされる。近年、比較的規模の大きな漏沢園の跡、また墓誌等が発掘、発見、報告されている。前者は河南省滑県⁽¹⁾、陝西省三門峽市⁽²⁾等が挙げられ、後者は河南省南陽市⁽³⁾、陝西省岐山県⁽⁴⁾等が知られる。漏沢園は全国的に展開されていた制度であるから今後とも新たな発見報告の可能性があり、更なる実態の解明につながるものとして期待される。本稿ではこの漏沢園の制度がどのように全国に展開していったのか、また寺院、僧侶など仏教教団がどのようにそれに関与していったのか考察を試みるも

のである。

漏沢園の概略

漏沢園に対する、諸先学の研究としては福沢与九郎⁽⁵⁾、金中樞⁽⁶⁾、梅原郁⁽⁷⁾、黄敏枝⁽⁸⁾氏等が挙げられる。これら諸先学の研究を元に漏沢園の概略についてみてみることにする。

漏沢園を設置する場所は、『宋会要』食貨六〇之四、崇寧三年二月三日の条に、「常詔府界以官地收葬枯骨、今欲推広先志、折高曠不毛之地、置漏沢園」とあり、また『宋会要』食貨六〇之一六では、「門外駒子院、將一半、充漏沢園」、「買山、義墳埋瘞」、「於江州福星門外、收買空閑田段、將所部諸軍亡歿之人、就彼埋瘞」とある。設置した場所は多様である。『宋会要』食貨六〇之四には、「若放牧悉不得入」また『宋会要』食貨六〇之九に「漏沢園四至丈尺、為藩牆限隔」としている。垣根を設けることで、放牧による荒廃を避けようとした。

対象となったのは『宋会要』食貨六〇之四崇寧三年二月三日と四日の条に、「凡寺觀寄留轡槽之無主者、若暴露遺骸、

悉瘞其中」、「軍民貧乏親屬、願葬漏沢園者、聽指」とあり、また『宋会要』食貨六〇之八に通判紹興府朱璞の言として、「無依倚流移、病患之人」を收容する養濟院に死亡者が出た場合、「如有死亡之人、欲依去年例、委會稽山陰縣尉、各於城外、踏逐空地、埋葬」とある。『宋会要』食貨六〇之一六には「及日後無主死亡軍民、亦聽瘞」とある。

形式については『宋会要』食貨六〇之九に墓一基につき「人給地八尺（中略）願葬漏沢園者、指占葬地、給地九尺」とある。しかし、『宋会要』食貨六〇之四、五崇寧五年八月二十一の条に次のようにある。

尚書省言、新差江南西路轉運判官祖理奏、竊見漏沢園、州縣奉行尚或滅裂、埋瘞不深。遂致暴露。未副陛下所以愛民之意。望詔訪州縣。凡漏沢園収瘞遺骸、並深三尺或不及三尺、而致暴露者、宜令監司覺察按劾、以聞、從之。

州県の措置が適切に行われなため埋葬した深さが十分でなく、暴露するにいたつたとする。三尺以上掘ることが肝要であり、監察が必要であるとする。尚書はその提案に従つようとしてゐる。

食貨六〇之九では続いて次のように規定する。

方輶二口、以元寄所在及月日姓名、若其子孫父母兄弟、今葬字号年月日、悉鑄訖報上、立峰記識。

『宋会要』食貨六〇之九、一〇には「棺木、絮、紙、酒、作行下工食錢、破輶鑄記死人姓名、鄉貫、以千字文、為号」とある。また「諸以漏沢園葬瘞、県及園各置図籍、令斤置櫃封鎖、令替移、以図籍交授、監司巡歴、取図籍点檢」、「已葬、而子孫親屬識認、今乞改葬者、官為開葬、驗籍給付」とある。これらの記録は埋葬者を適切に管理するためのもので、改葬するにあつては有効に利用された。

漏沢園において行われた儀礼については、『宋会要』食貨六〇之四に「置屋以為祭奠之所、聽親屬享祭追薦」とあり、『夢梁錄』卷一八「恩需軍民」にも「置漏沢園、一十二所寺庵寄留輶轎無主者、或暴露遺骸、俱瘞其中。仍置屋以為春秋祭奠、聽其親屬享祀」とある。この追薦の儀礼は『宋史』卷一七八「振恤」、「宋会要」食貨六〇之九には「漏沢園、除葬埋依見行條法外、応資給、若齋醮等事悉罷」とあり、廃止しようとしたことがわかるが、『宋会要』食貨六〇之一〇には「春冬醮祭」の語があり、依然として行われていて、廃止が容易ではないことがわかる。

漏沢園を維持経営するための費用については、『宋会要』食貨六〇之一〇に「埋瘞無主死人、即于常平司錢內量行支給」、同「措置修蓋漏沢園地段、及召募僧人、毎月支破常平錢米」とあり、常平錢を活用していたことがわかる。『夢梁錄』卷一八「恩需軍民」には「官府委德行僧二員主管、月給各支常

平錢五貫、米一石」とあり、『宋会要』食貨六〇之九にも同様の記述がみえる。

埋葬処理に従事した僧に対しては度牒、紫衣、師号も降された。『宋会要』食貨六〇之三には「命僧主之、葬及三千人以上、度僧一人、三年与紫衣、有紫衣与师号」とあり、『宋史』食貨志振恤にも同様の記述が存する。また『宋会要』食貨六〇之九には、「埋瘞及二百人、覈实申朝廷、支降紫衣一道」、『宋会要』六〇之八には、「計数給賜度牒」、『宋会要』道釈一之三二には、「如僧道願主管、准之。願請紫衣或师号者、計價比析度牒支給」の記述が見える。

ただ維持運営に関してはうまく行われなかったところもあるようで、『宋会要』六〇之九、紹興十四年十二月十三日の条に次のようにある。

被旨措置漏沢旧園、葬無歸者、本府欲下錢塘、仁和県、拘收官私見占佃元旧漏沢園四至丈尺。

また『宋会要』食貨六〇之一〇、一一、紹興二十二年十一月十八日の条に次のようにある。

已降指揮、州県旧有漏沢園去处、復行措置、収瘞暴露骸骨、縁其間地段、多是為人占佃、県道徇情、不行措置、仰監司州郡、常切点檢。

これらからわかることはいくつかの漏沢園が一定の時間を経過して、時には官、時には私によって不法に占拠され田畑と

なっている事実である。州県の検査もうまく機能していないことがわかる。これらのような漏沢園も多く存在していたと推察される。

漏沢園の起源と制度化の背景

漏沢園が誰によっていつ始められたかというのは諸説ある。よく知られるものでは、顧炎武の『日知録』巻十五「火葬」に次のようにある。

漏沢園之設、起於蔡京。不可以其人而廢其法。

漏沢園の設置が徽宗時代の蔡京（一〇四七—一一二六）に始まるとする。これに趙氏翼が以下のように注をしている。

按月令已有掩骼埋瘞。後漢桓帝紀、京師死者相枕、若無新屬者、可於官塠地葬之、表識姓名、為設祠祭、則後漢已有此制。而宋初又已著令、貧無葬地者、許以官地安葬、見於范同奏疏。天禧中、於京城外四禪院、買地瘞無主骸骨、每具官給六百文。幼者半之。見韓魏公君臣相遇伝。又仁宗嘉祐七年、詔開封府、市地於四郊、給錢瘞貧民之不能葬者。神宗亦詔給地葬畿內奇婦之葬。是漏沢之設、不自蔡京始也。特其名或起於京耳。

趙氏翼は漏沢園の起源を『礼記』月令や後漢桓帝時代に求めている。その歴史的事実は今後の検証を必要とするが当面、国家の制度として整備されたとされる宋代以降について見て

いくことにしたい。ところで趙氏翼は范同の奏疏に見られる貧者で埋葬する地の無い者に、官地に埋葬する許可を与えたとする例、天禧中(一〇一七-一〇二一)開封の城外の四禅院に、土地を買い無主の骸骨を瘞め、官が各一人につき六百元、幼者には三百文を支給した例、仁宗嘉祐七年(一〇六二)に開封府で四郊の地を市い、貧民で埋葬できない者のための墓地とした例、神宗時代(一〇六七-一〇八五)に畿内で土地を給し埋葬した例、これら四例を挙げつつ漏沢園は蔡京に始まるのではないが、しかし名は蔡京に起こるかもしれないと指摘する。

その他にも宋代の資料として、『宋会要』食貨五七之一には「太宗淳化元年(九九〇)詔、死者官為藏瘞、以錢五百千分給之」、『宋史』卷二二「嘉祐七年(一〇六二)詔開封府市地於四郊、給錢六百、幼者半之」、『宋史』卷二二五「韓琦鎮並州、以官錢市田數頃、給民安葬」とあって、漏沢園の名は無いものの官が経費を負担して身寄りの無い死者を埋葬した例が見られる。

先にも述べたように蔡京その人に帰しうるか否かは別として北宋代に漏沢園が始まったことは疑いなく、宋の徐度の『却掃篇』巻下においても次のようにある。

漏沢園之法、起於元豊間。初予外祖以朝官為開封府界使者、常行部宿陳留仏寺夜且半、聞垣外洶洶若有人声、起

燭之四望、積骸蔽野、皆貧無以葬者、委骨於此。意惻然哀之。即具以所見聞、請斥官地數頃以葬之。即日報可。神宗仍命外祖總其事。凡得遺骸八万余、每三十為坎、皆溝洫。什伍為曹、序有表、總有園規。其地之一隅、以為仏寺、歲輪僧寺之徒一人、使掌其籍焉。外祖陳氏、名向、字適中、睦州人。

北宋の神宗の元豊間(一〇七八-八五)開封の周辺で貧者で埋葬できない骸骨が野を蔽っていた。徐度の外祖陳向は見聞した所を述べ官地数頃に埋葬したいと申し出た。神宗に許され、遺骸八万余りを埋葬した。その地の一隅に仏寺を建立し、輪番制にして、墓地の籍を管理させたのである。『宋会要』食貨六〇之四に次のようにある。

神宗崇寧三年(一一〇四)二月三日、中書言、(略)元豊中、神宗(略)常詔府界以官地收葬枯骨、今欲推広先志、拓高曠不毛之地、置漏沢園。

また『宋史』卷一三一、食貨志振恤には次のようにある。
三年、又置漏澤園。初、神宗詔、開封府界僧寺旅寄棺柩、貧不能葬、令畿輦各度官不毛地三五頃、聽人安厝、命僧主之。葬及三千人以上、度僧一人、三年与紫衣、有紫衣、与師号、更使領事三年、願復領者聽之。至是、蔡京推広為園、置籍、瘞人並深三尺、毋令暴露、監司巡歷檢察。

前述の元豊の制に則し漏沢園を設置したとする。ここに公的制度としての漏沢園は開始されるのである。

漏沢園は前述のように寄る辺無く放置された遺体の処理や、埋葬地の取得が困難であつたり、費用が不足していて埋葬できないもののために設置の要因であることは先に見たとおりである。その他に設置の要因として考えられているのが火葬の流行である。火葬が中国の俗人において行われるようになったのは唐末五代であると宮崎市定氏は指摘する。⁹⁾『東都事略』巻一、建隆三年（九六二）三月丁亥の条には次のようにある。

三月丁亥詔曰、王者設棺槨之品、建封樹之制、所以厚人倫而一風化也。近代以来、遵用夷法、率多火葬、甚愆典礼、自今宜禁之。

火葬が流行し、それを禁止する詔が出されていることがわかる。また程伊川や司馬光による批判も展開されている。

『宋史』巻一二五「土麻人喪礼」にも法による禁止についての記述がある。これは前述の范同の奏疏である。

紹興二十七年、監登聞鼓院范同言、今民俗有所謂火化者、生則奉養之具唯恐不至、死則燔爇而棄捐之。何独厚於生而薄於死乎。甚者焚而置之水中。識者見之動心。国朝著令、貧無葬地者、許以係官之地安葬。河東地狭人衆、雖至親之喪、悉皆焚棄、韓琦鎮并州、以官錢市田數頃、給

民安葬。至今為美談。然則承流宣化、使民不畔於礼法、正守臣之職也。方今火葬之慘、日益熾甚。事聞風化、理宜禁止。仍飭守臣、措置荒閑之地、使貧民得以收葬、少裨風化之美、從之。二十八年、戸部侍郎榮巖言。比因臣僚陳請禁火葬、令州郡置荒閑之地、使貧民得以收葬。誠為善政。臣聞吳越之俗、葬送費広、必積累而後辦。至於貧下之家、送終之具、唯務從簡。是以從來率以火化為便、相習成風。勢難遽革。况州縣休息之久、生聚日繁、所用之地必須寛広。乃附郭近便処、官司以艱得之。故有未行標撥者既葬埋。未有処所而行火化之禁、恐非人情所安。欲乞、除豪富士族申嚴禁止外、貧下之民并客旅遠方之人、若有死亡、姑從其便、候將來州縣標撥、到荒閑之地、別行取旨。詔依、仍令諸州依已降指揮、措置標撥。

紹興二十七年（一一五七）監登聞鼓院の范同が言うには、今民衆の間に火葬を行うものがある。貧者で埋葬する土地の無い者には、官地を給して安葬させる。河東路は土地が狭隘で、人口は衆く、親者の火葬が行われていたが、韓琦が知并州となり、官錢で田數頃を市い民の安葬のために給した。今火葬が流行しているのです、それを禁止し、荒閑の地を貧民の墓地にあてさせるべきだとした。しかし翌二十八年（一一五八）戸部侍郎榮巖が言うには、火葬の禁止、州郡に荒閑の地を置き、貧民のために給するという政策は善政である。吳越

の風俗では葬送費は膨大なものとなり、借金をして、後で弁済する。貧者の葬終のための祭具は、簡素なものである。そこで従来火葬が簡便であるとされ、流行している。州県に用意する土地には限界があり、墓地の支給の無い者が、葬埋を行つてゐる。未だ定まつた処が無いにもかかわらず、火葬を禁止すれば、人情を不安定にする恐れがある。豪富や士大夫に対して嚴禁にする以外、貧民及び客旅遠方の者が死んだら、その便に従ひ、将来州県が土地を支給するまで待てとする。火葬を禁止しようとしたものの、現実においては取得しなければならない土地またそれにかかる費用に限りがあるため、貧民が死亡した場合や客死には適用が難しかったのである。

漏沢園の設置の一因とも考えられる火葬の流行に寺院や僧侶ひいては仏教はどの程度影響を与えているのであるうか。唐代釈道宣の『四分律行事鈔』巻下四には葬法について、「葬法中国四葬。水葬投之江流。火葬焚之以火。土葬埋之岸。勞林葬棄之中野為鵬虎所食」とある。實際仏教教団内において火葬は行われていたのだらうか。西脇常記氏や川勝守氏は歴代の高僧伝をもとに調査検証をおこなつてゐる。西脇氏によれば、僧全体に占める火葬の比率は『宋高僧伝』においても13.6%に過ぎないのであり、火葬が半数に迫らんとする遺身篇に属する僧侶以外、大多数は従来土葬による埋葬であつたとする。一方で火葬の比率が1.8% 2.3% 13.6%

と時代が下るにつれて高まつてゐることを指摘してゐる。宋代に入つても仏教が火葬のみに固執したわけではないだらう。ただ火葬も埋葬の形態として、少しずつ認識され、一般化しているとはいえないだらうか。仏教教団におけるこのような動きが直接火葬の流行を先導したとまではいえないだらう。ただ仏教における火葬の容認は、火葬の地位向上に寄与すると同時に心ならずも火葬にせざるをえない人に対して慰めとなつたのではないだらうか。埋葬事業にかかわつた僧については後にもう一度考へる。

その他洪邁『容齋統筆』巻一三で次のように述べ、遺体の腐乱という衛生上の問題が火葬の原因としてゐる。

自釈氏火化之説起。於是死而焚尸者。所在皆然。固有炎暑之際。畏其穢泄。斂不終日。肉尚未寒而就蒸者矣。

地方へ普及した漏沢園

ここでは各地の漏沢園がいかなるものであつたのか、またそこで寺院や僧侶はどのような役割を果たしてゐるのか、宋代の地方志を中心に具体的にみていくこととしたい。

『嘉泰會稽志』では、巻一三「漏沢園」に次のようにある。

漏沢園在東南七里。初崇寧三年二月有詔、收葬枯骨、凡寺觀旅櫬二十年、無親屬、及死人之不知姓名、及乞丐、

或遺骸暴露者、令州県命僧主之。扱高原不毛之土、収葬。名漏澤園。周以牆柵庇、以土地所宜易生之木。人給地八尺、方博二、刻元寄之所知月日鄉里姓名者並刻之。暴露者、官給轄、葬日給寓鑑及祭奠酒食。墓上立峰、有子孫親屬而願葬園中者、許之、給地九尺。已葬而願改葬他所者、亦聽。禁無故輒入及畜牧者。又立法、郡県官違戾者、弛慢者、失檢察者、皆置之法、久之。有司奉行頗過至、有分為三園、良賤有別。又葬日及歲時、設齋醮。置吏卒謹視守園。僧以所葬多、為最得度牒及紫衣。遂有析骸以応數者、久之。始詔裁損自軍興多故、遂益弛中興以來郡縣或自以意広。

これは前述した『宋会要』崇寧三年の詔についての記述であるがより具体的な内容も含んでいる。例えば埋葬の対象が寺觀に寄っていた棺で二〇年を経過しもの、身元不明のもの、乞丐の遺骸、暴露した遺骸となっている。管理する僧は州県が任命するとする。役人の処罰を法で規定していた。官庁は漏沢園の管理に胥吏を充てていた。埋葬に僧侶が意欲的に参加している。またそれに対して度牒と紫衣が給されている。更に次のようにある。

朝廷恵沢、至今為利、建炎初翟参政汝文為守時、亦收四郊暴露葬園中、知山陰県王朝議館主之得骸千計、内有異骨二、皆相鈎連、自頂至踵、無分寸脱落。釈氏謂之鎖子

骨是也。亦可異矣。

建炎（一一二七―一一三〇）の初めに汝文為が暴露骨を收容し、漏沢園に埋葬した。また館主之が遺骸千を收容した所、その中に頭から踵まで連なつた鎖子骨が見つかったという。鎖子骨とは唐・李復言の『続玄怪録』に「延州婦人」として録するもので、『太平広記』巻一〇一にも引かれ、当時としては大変有名な話だったらしい。

昔延州有婦人、白皙頗有姿貌、年可二十四五、孤行城市。年少之子、悉与之游、狎昵薦枕、一無所却。数年而歿、州人莫不悲惜、共贖喪具為之葬焉。以其無家、瘞于道左。大曆中、忽有胡僧自西域來、見墓、遂趺坐具、敬礼焚香、圍繞贊歎。數日、人見謂曰、此一淫縱女子、人尽夫也。以其無屬、故瘞於此、和尚何敬耶。僧曰、非檀越所知。斯乃大聖、慈悲喜捨、世俗之欲、無不徇焉、此即鎖骨菩薩、順緣已尽、聖者云耳。不信、即后以驗之。衆人即開墓、視遍身之骨、鈎結皆如鎖狀、果如僧言。州人異之、為設大齋、起塔焉。

昔延州に歳が二十四五の白く美しい女がいた。彼女は一人城市を彷徨い、若い男と奔放に付き合つていた。数年後亡くなり、州の人々は金を出し合い彼女の為に弔いをした。大曆中（七六六―七七九）、胡僧が立ち寄り、墓を見、香を焚き、敬礼した。人々は不思議に思い僧に尋ねたところ、これは大聖、

鎖骨菩薩だという。信じないのであれば、墓を后き確かめてみよという。墓を開いてみると骨が鎖状に連なっており、果たして僧の言うとおりであった。そこで齋を設け、塔を建てた。この話が元となつてゐる鎖子骨がここで見つかったと記録するのは、このような漏沢園に葬られてゐる人々が身寄りもなく、社会的な弱者であることが背景となつてゐることが推察される。

次に紹熙五年（一一九四）李大性が救貧政策の一つとして漏沢園を設置したことに録してゐる。

紹熙五年、少監李公大性來為提舉浙東。常平於会稽、鎮塢、山陰、洄湧塘傍、各置義塚。会稽尉徐次鐸撰記、大略云、越之流風、凡民有喪、即讎備寄棺柩所積、夙号墓園。連歲不登、繼以癘疫而民不免于死亡。公奉命東來、一意全活。飢者賑之以粟、病者起之以藥。死者遺之以棺。荒政舉行畢力無倦。復有意于埋斃掩骼之舉。命次鐸走近郊枚數寄棺凡三千餘。下令申飭曉告、使人人知有送死之義。且曰、其有徇浮囹火化者、助之緡錢、姑從其私。乃若無力歸藏、請于官給所費、規画已定。復命次鐸、度地得二所。其一鎮塢、広四十畝。又其一洄湧塘傍十餘畝。由是義冢之規立矣。兩隅分峙男女、以辨纈。以周塢、封其四圍。画図伝籍備録、分藏閭里、姓氏次第刻著。申命繼黃、以視墓室。丘封広列尚、為後園。庶幾有以繼于此

也。自慶元改元夏迄于冬十月、野處之棺、官為覆藏者、凡千二百九十、有三掘籍可攷。至是沢及枯骨矣。自今不燎于原、不渝于川、不暴于野、是則公拳拳之志也。

彼は会稽、鎮塢、山陰、洄湧に義塚を設置した。もともとこの地では人が亡くなると寄棺の場所を話し合い、それらを積んで、昔から墓園と呼んでいた。李大性は、救貧の政策を實行し、埋葬に関しても着手した。会稽尉の徐次鐸に命じ近郊の寄棺の数を把握し、令を下し、人々には送死の義を啓蒙した。火葬を行おうとした者に対して、費用を供出してゐる。鎮塢と洄湧の二つに義塚を設立した。図籍を以つて管理してゐるのは前述の『宋会要』六〇之九にあるとおりである。墓室の管理は僧侶のみならず道士に委託されてゐる。慶元改元の夏から冬にかけて野さらしとなつてゐた棺、凡そ千三百を収容した。

台州について記録する『嘉定赤城志』巻五「公廩」には次のようにある。

漏沢園在城東、法安院側、初奉旨建、嘉定四年、黃守重新之。先是地止三十餘畝、守以僧行力不任、近舍有民王姓者、自為之守四纈、以塢。其後屢壞、民死皆道擯路瘞、過者惻焉。黃遣於東西南三隅比城五里、循古城、根山宮、梅花園、後嶺麻車衝等處、括遺骸一千五百餘、迺先葺旧園、且求園外地、及威神院側、後嶺庵、三所置

新園 永為邦人聚葬之地焉。

これは、嘉定四年（一一二一）、黄が漏沢園を設置したことに
ついての記録である。初めに旨を奉じて建設したものは
土地を三十餘畝に制限し、それを管理する僧や行者も力不足
で、近くの王というものが自分で管理する有様であった。結
果民は道路に好き勝手に埋めるという状況に陥つたのであ
る。黄は遺骸千五百を収容し、既存の漏沢園を整備、また新
規に三ヶ所設置した。場所によっては、僧侶や行者の管理の
怠慢があつたことがわかる。これには割注が次のように続
く、

旧園内、立墳、墳内分爲若干層、層分爲若干穴、自東取
西或自南取北、每穴地広七尺、修一丈比、葬掘深五尺、
每三層横穿一溝、溝広三尺、深六尺。仍相一低處、寬溝
水出溪。約可瘞一千五百四十八人餘。三所可瘞二千五
百人。有地而無力者、官量給其費。宗室命士大五千小二
千、餘則大三千小一千五百。俗尚火化、有論而不格者、
亦助之錢。錢稍下於瘞。已化而願以灰骨葬者聽。其暴露
無主者一百七十餘人。棺損者易之瘞於旧園、如前式。

園内を層に分け、層の中に穴を掘り、その大きさを定めて
いる。三層ごとに一溝を穿ち、排水するようにしている。三
ヶ所で二千五百体を収容可能であった。土地はあるものの資
金がないものに対しては官が援助をしている。この地方では、

宋代の漏沢園（三宅）

火葬が流行しており、その骨灰も漏沢園に埋葬することを許
可している。

その他、巻二九傳居県に「漏沢院。在県西北二里。崇寧三
年建蓋。奉詔、瘞叢骸之地。今廢」とある。漏沢園の設置の
際に寺院を建設したのではないかと推定される。しかしその
後廃されてしまった。崇寧から嘉定まではおよそ百年経過し
ているが、詔によって設置されたものであつてもこのように
維持管理が難しくなつたものもあつたと考えられる。

『宝慶四明志』巻三「漏沢園」には次のようにある。

崇寧三年以人物繁庶、貧無以葬寄留僧舍、或委棄道旁。
令州賈之。県選有常住僧管幹、扱地以常平錢置。（中略）
本府以崇寧三年置於城南柳亭院、僧主之。

崇寧三年の詔に則して県が僧侶を選定し、管理を委託したこ
とがわかる。費用は常平錢から拠出した。『宝慶四明志』に
はその他に巻一四、一六、一八、二〇、二一の各県に記録が
あり、県ごとに一つ程度設置したと考えられる。これらは崇
寧三年から翌四年にかけて設立されている。

『咸淳臨安志』巻八八「漏沢園」には次のようにある。

錢塘、仁和兩県管下共一十二所。先是崇寧三年二月詔、
諸州扱高曠不毛之地、置漏沢園。凡寺觀寄留輜櫛之無主
者、若暴露遺骸、悉瘞其中。各置図籍、立筆記識。仍置
屋以為祭奠之所、聽親屬祭饗。著為令其在臨安府者中、

更多故。率為官私占佃。紹興十四年、詔臨安府措置漏澤園。遂下錢塘、仁和縣悉行拘收為籓籬以限之、選僧二名主管、月給常平錢五貫米一石。瘞及二百人者、申朝廷、賜紫衣。既又有旨、令諸路州軍一体措置施行。仍委常平司檢察。

錢塘、仁和兩県で十二ヶ所もの漏沢園を設置している。前述の崇寧三年の詔に則して漏沢園を運営していることがわかる。管理者には僧を二名任命し、月に常平錢五貫と米一石を支給した。埋葬が二百人に及ぶ者には、朝廷に申請し、紫衣を下賜した。これらの記述は『宋会要』食貨六〇之九、一〇に見え、また『夢梁錄』卷一八にも同様の記述がある。諸路州軍一体となつてその措置施行にあたり、檢察は常平司に委ねられた。

これに引き続き、諸県の状況も記録されていて、各県毎に一ヶ所漏沢園が設置されている。

『至元嘉禾志』では卷一〇「寺院」に「広化漏沢院。在府西南二里一百步。考証宋紹興三年、請今額」とあり、また卷一一「嘉興縣寺院」に「漏沢院在東東二里三十步。証宋崇寧三年置賢良陳舜俞孫捨基為之」とある。卷一〇の寺に關してはその名から、卷一一に關しては崇寧三年の詔があつたことから漏沢園設置の際に建立したのではないかと推定される。

『淳祐臨安志』卷七「倉場庫務」には次のようにある。漏沢園。二所在錢塘県、惠民郷、各闊四十餘畝。一所在仁和県界芳林郷、闊七十餘畝。先是崇寧三年七月三日、指揮置漏沢園。以示朝廷矜恤之意。紹興十四年十二月十三日奉聖旨、令臨安府先次措置委知佐幾察、仍造庵屋、募僧人主管、月給常平錢五貫米一石。埋瘞及二百人申朝廷降紫衣一道。繼准指揮令諸路州軍、依倣臨安府、已行事理一体措置施行。

錢塘県、惠民郷にそれぞれ四十餘畝の、仁和県界の芳林郷に七十餘畝の漏沢園を設立した。崇寧三年の詔に則したものと考えられる。紹興十四年十二月十三日の聖旨を奉じ漏沢園を整備している。この聖旨とは前述した『宋会要』食貨六〇之九に録される漏沢園が不法に占拠され畝となつていて、それを改善しようとするものである。

『嘉泰吳興志』卷八「武康県」には「漏沢園。在武康県西、烏回山密嚴寺之東」とある。

『景定建康志』卷四三、義塚、四門義塚八所の条には次のようにある。

今為義阡。紹興己酉、天子大饗明堂。詔、凡虜所破州縣暴骨之未斂者、官募僧道收瘞。建康守臣葉夢得、度城四隅、高原隙地、各為穴以待蔵。在西門、清涼寺之南、茶山之下者一。北門、張王廟之西北、麟蛇山之下者一。南

門、官道之西、越台之下者二。東門、官道之北、齊安寺之西者一。

建炎三年から四年にかけて金が建康に侵攻を行い、建康は戦火に晒されることとなった。これはその時のことである。侵攻された州県には暴骨で埋葬されていないものがあり、僧侶、道士を募つて収容させた。建康守臣の葉夢得は城の四隅の高原の空き地に穴を掘り、埋葬させた。西門は清凉寺の南、茶山の下。北門は、張王廟の西北、麟蛇山の下。南門は官道の西、越台の下。東門は、官道の北、齊安寺の西に各二ヶ所設立した。本文はこの後割注が続ぎ、葉夢得撰「建康掩骼記」が引用されている。

建康、承平時民之籍於坊郭、以口計者十七万有奇。流寓商販、游手往来不与。建炎己酉冬、虜既大人。十一月壬戌、南渡自溧水径越浙、留偽太師張真。奴分兵五百薄建康。宰相杜充率麾下北去、知府事陳邦光以城降。虜由是未大肆其虜。別築城於西南隅、以居取城中器械子女金帛儲之。禁吾民毋得出州城。明年夏回自浙東、五月復至建康、与所留兵合、丙午入城。始料其強壯与官吏、以兵困守於州之正覺寺、散取老弱之遺者、悉殺之、縱火大掠。越三日府寺民廬皆尽、乃擁衆去。凡驅而与俱者十之五、逃而免者十之一、死於鋒鏑敲榜者、蓋十之四。城中頭顱手足相枕籍、血流通道、傷殘宛轉於煨燼之間、猶有數日

而後絕者。官軍繼収復又二年、烏鶻所殘、風雨所蝕、阡陌溝渠、暴骨皆充斥。行者更踐聲、居者雜臥起、与瓦礫荆莽相半也。

建炎三年（一一二九）金の建康への侵攻が開始される。十一月と翌年五月の二度である。二度目は大量虐殺が行われ、十七万の人口の内、死者は四割に達したとする。城中は頭が欠けた遺骸、手足が散在し、血は流れて川となるといふ悲惨な状況を呈している。「掩骼記」は続いて次のように述べる。

紹興辛亥、天子在会稽、秋大饗明堂。詔、凡虜所破州縣暴骨之未斂者、官為募為僧若道収瘞、累數至二百則得度。於是州之寺五、得其隸業精勤者二十人。益以貧民之餓者、食而佐之。度城四隅、高原隙地、各為穴以待藏。出羨穀四百斛、錢三百万、以給費。為籍曰枝其所獲、以時檢察之、人欣然皆樂效力。閏十九日、得全体四千六百八十有七。断折殘毀、不可計者。以全者又七、八万、以次入于穴。而城中之骸略尽。十二月甲子遂瘞。（中略）凡穴深広皆三丈、以其四之三藏骨、其一實以土。其上封皆高一丈。在西門、清凉寺之南茶山之下者二、北門、張王廟之西北、麟蛇山之下者二、南門、官道之西越台之下者二、東門、官道之北齊安寺之西者二、合八塚。督役者兵馬鈴轄拱衛大夫寧州防禦使張禧、都巡檢武翼郎王利、檢察者安撫大使司準備差遣奉議郎安自求、迪功郎沈正路

工畢以狀上尚書。明年二月礼部給牒而度者、華藏寺五人、能仁寺五人、保寧寺五人、清涼寺三人、壽寧寺二人。

紹興元年(一一三一)、前述した本文に加え、埋葬した遺骸が二百に至れば度牒を得るとする。州の五寺院から、それに尽力した者があつたとする。義塚の設置に穀四百斛、錢三百萬を抛出した。十九日をかけ、四千六百八十七の遺骸を収容し、破損したものも含めると七、八万に及ぶとする。埋葬用の穴は、深さ広さが二丈、四分の三は骨を蔵し、四分の一に土を入れる。その上に高さ一丈の盛り土をする。これが義塚である。翌年二月礼部より、度牒が給された。内訳は華藏寺⁽¹⁶⁾五人、能仁寺⁽¹⁷⁾五人、保寧寺⁽¹⁸⁾五人、清涼寺⁽¹⁹⁾三人、壽寧寺⁽²⁰⁾二人の計二十人である。これらはいずれも大寺院であり、清涼寺には後に如浄も住した。都市部の大寺院がどのように関わっていたのかという貴重な資料である。割注はここで終わる。本文は次のようにある。

義塚之旁、遂為義阡。凡軍民皆雜葬焉。垣牆弗設。牛羊踐之、土淺骨暴、過者頹泚、甚失掄酪之初意。開慶己未、馬公光祖再鎮之。初則惻然動心、封其土。繚以長垣。在東門者一百五十四丈在南門者一百五十八丈、在西門一百九十八丈五尺、在北門者二百八十九丈五尺。為門為榜、蔽其扁鑰、非葬祭不啓。委上元、江寧兩尉、總其事。選隣僧之慈愍勤者掌之。東阡則遷之半山寺、南阡則遷之宋

興寺、西阡則遷清涼寺、北阡則遷之永慶寺。人各月支錢三十緡、米一石。

阡は墓道でここでの義阡は義塚と区別されているが、内容的には漏沢園や義塚と同様と考えてよい。軍民間人の死体を共に埋葬している。垣根がないため、牛羊が侵入して、踏みじり、土が浅いために骨が曝され、当初の目的を失っている。開慶元年(一二五九)知府事馬光祖が再度赴任した際、盛り土をし、長い垣根を廻らした。門を建て、榜を為し、鍵を嚴重にし、葬祭の時しか開けなかつた。上元、江寧の兩尉に委託し、統括させ、付近の僧侶に管理させた。東阡は半山寺⁽²¹⁾、南阡は宋興寺、西阡は清涼寺、北阡は永慶寺⁽²²⁾に担当させた。各人に毎月錢三十緡、米一石を支給した。ここでも寺院の参加が確認される。

次に「南北義阡」の条で次のようにある。

係軫運副使真公德秀立。建康府城内外、昨於嘉定八年内、民間因有死亡之家、無力買地埋葬、以致弃在溝壑、遂踏逐到。南北西門外、各有空閑高荒地段、置立兩阡、差撥僧道專一在各処看管埋瘞。月支僧道等、添給錢米。内南義阡、見造屋三間。於毘尼殊勝寺、輪差僧一員、行者一人、在庵專一看守。早晚焚修、每月本司支錢參貢、米壹石。目今見係僧道明、行者濮了茂。外有北義阡、見係後湖真武廟道士孫守清。就行者看管、每月仍支米壹石。

転運副使真徳秀が設置したものである。嘉定八年（一二二五）民間で土地を買えず埋葬できない者がいて溝壑に棄てるに至った。そこで南北両門の外に義阡を設置し、僧侶と道士に専一に管理させた。毎月銭と米を支給した。南義阡には屋を造り、付近の殊勝寺から僧一人、行者一人を派遣し、庵に居し看守させた。朝晩供養をし、毎月銭三貫、米一石を支給した。今は僧道明と行者濮了茂が担当している。北義阡は、後湖真武廟の道士孫守清が担当している。僧道いずれも義阡にたずさわり、行者も重要な役割を果たしていることは注目すべきである。続いて九つの細則を定めた。

鵲柱碑、以江東転運司、新邗南北義阡。

両阡並委運管提督。

遇有貧乏之家、欲於義阡埋葬、僧行等即時放入、不得稍有邀阻、及乞取錢物。如違、許提督庁覚察具申本司、追究施行。

所置義阡地段、姑掘見定地步尚狹、未能開展、合立定期例、每名只許破一丈。庶幾不致多占地段、有妨他人安葬。

所破葬地既以一丈為準。又恐安葬之時、広占尺寸、合行下副司、先将其地以一丈、界為一眼、令深五尺、以防他日漫滅。止許於眼界内安葬、所有坐向、却從其便。看管僧道、並不許抛離。如点検得不在、本月銭米、更不

宋代の漏沢園（三宅）

支給。

所葬人姓第於簿内抄上。

義阡葬地、如已遍滿、即申本司支銭、取掘焚化。有子孫親屬者、令其自行拳化。其日隨宜添請僧員、就庵修設、功德追薦。

葬穴不可太浅。庶免他日暴露。仰僧行告報、定要掘深五尺。

鵲柱碑は真徳秀のことだろうか。彼によって南北義阡が設置された。貧者が義阡に埋葬せんとした場合、僧侶や行者は直ちに受け入れ、少しでも阻止しようとしたり、まして金銭や物品を徴収してはならないとする。もし違反すれば、提督庁に監察させ、本司に通知し、追及することとする。義阡は未だ開発途上のため、一名につき一丈を給する。一人で多くの土地を占拠することのないようにする。一丈を基準とし、深さは五尺とする。後に荒廃しないためである。管理する僧侶、道士はそこから離れてはならない。点検して不在だった場合は、当月の銭と米を支給しない。埋葬した人の名を記録せよ。義阡の葬地がいつばいになった場合、本司に申請すれば銭を支給すし、改葬させる。子孫親屬のあるものは自分達で行わせる。当日は僧を派遣し、追薦供養を行う。埋葬する穴は、将来暴露しないように浅くしてはならない。深さが五尺なくてはならない。以上綿密な規則が設けられている。管理する

僧侶、行者に対しても精勤が要求されている。これは裏を返せばこの義阡を設置するに当たって現行の漏沢園を真徳秀は参考にしたはずであるから、賄賂を要求したり、持ち場を離れたりする僧侶や行者が存在していたことを示すものであるともいえるのではなからうか。

次に「覆舟山下義塚」の条に次のようにある。

端平三年十二月十五日、制置使陳尚書鞞、調兵勦虜江北、戰而死者甚衆。遂於建康府北門外覆舟山龍光寺側、掘地開二大穴、髻以灰塼。凡陣沒將士骸骨、悉収而葬之。給牒度二僧、以守其塚。給田百五十八畝有奇、以其租入、為每月供享忌日追薦之用。版榜寺門。

端平三年(一二三六)十二月十五日、制置使陳鞞が、金と戦つた際に戦死した者を建康府北門外、覆舟山龍光寺の側に、二大穴を掘り、灰と塼で敷きつめた。ここに戦死者を埋葬した。二僧に度牒を給し、その塚を守らせた。田を一五八畝有奇支給し、そこからの収入を、毎月の供享忌日追薦の費用とした。この義塚を守るために二人を度僧させていることは注目に値する。今までは埋葬事業に携わつた人を対象に度僧を行っていたが、ここでは義塚に従事させるために度僧させているのである。漏沢園において僧侶が必要不可欠であると陳鞞は認識していたと思われる。

最後に「大使馬公光祖任内修四義阡」の条に次のようにあ

る。

東西南北四義阡、各城外死而無歸者、給棺槨殯焉。歲久變壞頽圯、牛羊從而牧之。暴骨如葬、後殯者多發前塚、棄枯骼而納新柩。先是、雖屢行禁止、然網維無人、率是具文。大使始命上元、江寧兩県簿尉、分其責。月給十八界、二十貫、酒四瓶。又踏逐寺之去阡近者。東半山、西清涼。南宋興、北永慶、分命主僧經理管繕、線以修垣。置門啓閉、則寺僧掌之。月各給十八界、六貫、米一石。又慮東義阡之去半山遠也、創庵三間、就寺選僧、行各一名、守視。凡遇殯葬、官給土工十八界五貫。量棺之短長広狭、深穴而厚封。立牌標記。西西北亦如之。又於清涼寺西偏、得地三十餘畝、以広西阡、依山為塼。自是皆無蹂躪之患。凡築塼五百八十一丈、為庵一、為門四、共廩錢十八界四千三百餘貫、米七十餘石。

東西南北の義阡も、年月が経つと、垣根が損し、牛羊のための牧地となるに至つた。骨は曝され、後から埋葬しようとする者は前に埋葬していた塚を掘り返し、枯骼を棄て新しい柩をそこに埋葬した。馬光祖は上元、江寧兩県簿尉がそれぞれ責を負うようにし、月に各々十八界、二十貫、酒四瓶を支給した。義阡付近の寺院である半山寺、清涼寺、宋興寺、永慶寺には、主僧に命じて經理管繕させた。垣根を周圍に廻らし、門を設置し僧侶に開閉を管理させた。月に各々十八界、六

買、米一石を支給した。又東義阡から半山は距離があるため、庵三間を創り、僧侶と行者、各々一名を選出し、守らせた。殯葬の際、官は土工に十八界、五貫を支給した。棺の短長広狭を量り、深く穴を掘って埋葬した。牌を立て周知させた。西南北も同様である。清涼寺の西偏に土地三十余畝を得、西阡を拡大した。築壇は五百八十一丈、一庵を建て、四門を設置し、錢十八界四千三百余貫、米七十余石を支出した。

『琴川志』卷一、「義阡」に次のようにある。

漏沢園。在東北宣化門外。義阡。在宣化門外、明府塘橋之北。嘉熙元年、令王燾市民地為之。四練以墻、前列楹門。凡葬者占地広尺、修尺。屬其事報慈命主掌。別創屋三間、以居之。又買田六十二畝、米四十二石。歲收為給養費。

梟は常熟梟である。漏沢園と義阡が設置されている。嘉熙元年（一二三七）王燾に設立させ、報慈寺の僧に主管させた。別に屋を建て、そこに僧侶を配置した。また田六十二畝、米四十二石を買い、費用に充てた。

以上地方志についてみてきたが漏沢園の管理に僧侶・行者が任命されていてその事業において重要な役割を担っていたことがわかる。ただその管理者たる僧侶・行者の意欲や能力に漏沢園の経営が左右されたことも明らかで、当初の思惑通り運営が行われたものや、にみられるように思ったよう

に機能しなかったものと園ごとに差異があったことがわかる。

また寺院との関連についていえば、やにあるように設置した漏沢園の付近の寺院に管理させた例や、また、のように漏沢園の設置と同時に建立された寺院や庵の例がある。地方の小規模な寺院のみならず、にあるように、都市部の大刹も漏沢園事業に関与していたことがわかる。

指摘しておかなければならないのは僧侶・行者を任命する官吏の存在である。、からは為政者個人の振恤に対する意識が漏沢園の存立、運営に大きな影響を与えていることがわかる。漏沢園の概略でも述べたが、、にみえるように埋葬事業について国家は紫衣や度牒を与えている。漏沢園事業も国家体制と仏教教団との緊密な関係のもとで成り立っているのである。

本稿では地方志について考察したがその他の文集や碑文等の資料についての検討は今後の課題としたい。

おわりに

最後に漏沢園の管理に当たったのはいかなる僧侶や行者であったか考えてみたい。ただ、漏沢園の語は筆者の調査では『石門文字禪』卷二九「代上太師啓」において「漏沢開園、枯骨免狐狸之噉」とあるだけで、禅僧の語録には見出せない。

北宋崇寧二年(一一〇三)に成立した『禪苑清規』とそれ以降元代至元四年(一三三八)成立の『勅修百丈清規』に至るまでの清規類を見るも漏沢園や義塚、義阡の記述は存しない。ただ例えば、『禪苑清規』卷三の「直歳」には次のようにある。

直歳之職凡係院中作務並主之。所為院門修造、寮舍、門窓、牆壁、動用什物、逐時修換嚴飾。及提舉碾磨、田園、莊舍、油坊、後槽、鞍馬、缸車、掃洒、栽種、巡護山林、防警賊盜。差遣人工、輪撥莊客。並宜公心勤力。知時別宜。如有大修造、大作務、並稟住持人矩劃、及與同事商議、不得專用己見。⁽²⁵⁾

直歳は寺院内のあらゆる作務を管掌する役職で、田園、莊舍も提掌する。漏沢園の維持管理も作務の一環であるならば、直歳によつて漏沢園に僧侶や行者が派遣されるような形態であつたかもしれない。

もう一つ関連があると考えられるのは莊主である。卷四「磨頭、園頭、莊主、廩院主」の条に次のようである。

莊主之職。主官二稅。耕種鋤耨。收刈持梢。栽接窠木泥築垣牆、收般糞土、須及時。躬親部領、守護地邊、明立界至、飲飼頭口、省減鞭打、安停客戶、選折良家。針線婦人、常居頭處。錢穀文曆、收破分明、酒肉、蕪無使入門。展散投託、不須応副。行者、人工、方便駈策、南

鄰北里、善巧調和、閑雜之人、慎無延納。師僧巨過、恭謹承迎、無以常住錢物抄注諸方僧供。忽若牛驢殺故、並須掘地深埋。早持皮角輪官。無使公司恠問。如有踐踏田苗侵犯禾稼、但可叮嚀指約。不得捶罵申官。秋成場、戶主客抽分計結、文曆分明、更與多方饒借。如有拗造翻修、預白院門知事。⁽²⁶⁾

今まで見てきたように漏沢園設置の際、その維持運営のため、田畑を支給した例があつた。また垣根を漏沢園の周囲に廻らしたという記述も存していたことから、莊主が漏沢園になんらかの形で関与していた可能性もあると考える。莊主の下には所屬する行者がいた。行者については卷九「訓童行」に次のようである。

諸莊行者所託非輕。第一清廉不侵常住。第二了事不惹官方。第三善巧調和行者莊客。與莊舍和睦不令鬭爭。第四知時耕田下種、各務合宜。第五慈心照管頭口勿令羸瘦。及不得令使牛人乱有鞭打。第六謹戒鈴束行者不作非違之事、防閑莊客不偷常住錢穀。第七精勤常詣地頭照管地界。及諸色田苗。第八明本不為供動三五。則是勞而無切。⁽²⁷⁾

このように諸莊に所屬する行者がいて、莊園が寺院の經濟基盤であることよることから禁止事項が細かく述べられている。漏沢園に派遣された行者について考察する一つの手がかりとなると思われる。

残念ながら、直接的に漏沢園に従事した僧侶に対する言及が、僧侶や教団の資料に見出せなかつたため実際のどのような者たちであつたか断定的なことは言えない。ただ翻つてみれば資料に存しないということは寺院における彼らの地位はそれほど高く無かつたとはいえるのではなからうか。漏沢園の運営は数多くの無名の僧侶や行者によってされていたのではないかと思われる。

註

- (1) 宋采義・予嵩「談河南滑渠発見北宋の漏沢園」、『河南大学学報哲学社会科学版』一九八六年第四期一九八六
- (2) 三門峽市文物工作队「北宋陝州漏沢園」文物出版社一九九九年
- (3) 魏仁華「河南南陽発見宋墓」、『考古』一九六六年第一期一九六六
- (4) 何正瑛「宋無名氏墓磚」、『文物』一九六六年第一期一九六六注1-4の報告において具体的な寺院名や僧名は見出せない。
- (5) 「宋代助葬事業小見」、『福岡学芸大学紀要』七巻三号一九五二
- (6) 「宋代幾種社会福利制度」居養院、安济坊、漏沢園、『新華学術年刊』第十期一九六八
- (7) 「宋代の救済制度」都市の社会史によせて、『都市の社会史』ミネルヴァ書房一九八三
- (8) 「第十章宋代仏教寺院与地方公共事業」、『宋代仏教社会経済史論集』学生書局一九八九
- (9) 宮崎市定「中国火葬考」第二章「中国火葬の起源」、『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』一九六一

宋代の漏沢園(三七)

宋代の火葬に関する研究としては次のようなものが挙げられる。

- 徐萃芳「宋元時代の火葬」、『文物参考資料』一九五六年第九期一九五六
- 宮崎市定「中国火葬考」、『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』一九六一
- 牧尾良海「宋代における火葬習俗について」、『智山学報』一九六八
- 西脇常記「唐代葬俗研究序説」特に埋葬法について、『東洋学術研究』一八巻三号一九七九
- 松本浩一「葬礼・祭祀にみる宋代宗教史の一傾向」、『宋代の社会と文化』汲古書院一九八三
- 川勝守「東アジア世界における火葬法の文化史」三一四世紀について、『九州大学東洋史論集』一九九〇
- 徐吉軍「論宋代火葬的盛行及其原因」、『中国史研究』一九九二年第三期一九九二
- 永井政之「第三章中国禅宗における葬送儀礼の成立」、『中国禅宗教団と民衆』内山書店二〇〇〇
- (10) 「二程全書」巻三、遺言、『司馬氏書儀』巻七、喪儀三。
- (11) 「大正蔵」巻四〇一四五〇。
- (12) 前掲西脇論文。
- (13) 川勝守「第一章 宋元明清時代、江南城郭都市の共同墓地・義塚の社会文化史」参照『中国城郭都市社会史研究』汲古書院二〇〇四
- (14) 「建康集」巻四「文淵閣四庫全書」所収」と、『景定建康志』に引用したものは文字の若干の異同がある。
- (15) 『景定建康志』巻一四「建康表」には二百斛とする。

- (16) 『景定建康志』には記載がないが、これは『扶桑五山記』巻一甲剎の条に「華藏、常州毘陵顯報寺」とあることより、甲剎第一の顯報寺である。
- (17) 『景定建康志』巻四六。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 同上。
- (24) 宋代の僧侶、行者に関する研究については次の様なものが挙げられる。
- 藤善眞澄「唐五代の童行制度」『東洋史研究』二二巻一号 一
九六一
- 高雄義堅「第一章宋代の度及び度牒制」『宋代仏教史の研究』
百華苑 一九七五
- 塚本善隆「第二宋時代の童行試経得度の制度」『塚本善隆著作
集』第五巻 一九七五
- 竺沙雅章「第一章宋代売牒考」『中国仏教社会史研究』同朋舎
一九八一
- 金井徳幸「宋代仏教界の光と影 童行・商売・檀越・行遊」
『立正大学東洋史論集』第一四号 二〇〇二
- (25) 『己統蔵』巻一一一 四四六d、四四七a
- (26) 『己統蔵』巻一一一 四四九b
- (27) 『己統蔵』巻一一一 四六五a、b